

German Newsletter

Japan Business Services

Issue 3 | August 2016

概要

I.	Brexit (英国のEU離脱)	1
II.	法改正	3
III.	法人税	3
IV.	移転価格	4
V.	VAT	5
VI.	個人所得税/賃金税	7
VII.	税務会計	8
VIII.	税務コンプライアンス	9
IX.	新日独租税条約	9

ドイツ最新情報

I. Brexit (英国のEU離脱)

2016年6月23日、英国の欧州連合(EU)の残留・離脱を決定する国民投票ではEU離脱派が勝利し、今後離脱に向けた法的手続きが開始されることとなります。日系企業のビジネスも離脱による様々な影響を受けることが想定されます。ドイツの税務上の観点からは特に以下の分野について、離脱による潜在的な影響を検討し、対策を講ずる必要があると思われます。

▶ 配当に対する源泉課税

ドイツ法人が10%以上の適格出資持分を有する英国会社に対して配当を実施する場合、EU親子会社指令により配当源泉税が免除されますが、離脱後は、独英租税条約の規定が適用され、適格出資持分の場合は5%の配当源泉税が課されることとなります。

▶ 利子およびロイヤルティに対する源泉課税

現行の独英租税条約が、源泉国の課税権を認めていないことから、独英間での利子またはロイヤルティ支払いに際しての源泉課税上の取り扱いには直接の影響はありません。

▶ 営業税上の資本参加免税の出資比率要件

EU加盟国に所在する資本会社からの配当については、営業税上、10%の適格出資持分要件を満たした場合には、資本参加免税の対象となります。EU離脱後は、第三国所在の資本会社からの配当に適用される15%の最低出資比率が資本参加免税の要件となります。さらに、EU加盟国所在会社には適用されない事業活動要件が適用されることとなります。



EY

Building a better
working world

▶ CFCルール(タックスヘイブン税制)

離脱後は、EU加盟国所在の子会社に比較してより厳格な第三国所在子会社に対するドイツCFCルールが適用されることとなります。

▶ 本店所在地と経営管理地の乖離

EU法が保証する設立の自由の原則に基づき、英国で設立され、ドイツに経営管理地を有する資本会社の法的根拠が失われることによる、会社法上および税務上の影響が考えられます。

▶ クロスボーダー組織再編

税務上、含み資産を顕在化させないクロスボーダー組織再編規定は、原則的に、EU域内に所在する企業間での組織再編にのみ適用されますので、離脱後はドイツと英国との間の組織再編時において含み資産の課税繰り延べ(簿価譲渡)を選択することができなくなります。また、簿価での組織再編に際して交付された出資持分または現物出資された出資持分については、7年間の保有制限規定が適用され、保有期間の満了前にこれら出資持分が譲渡された場合には、含み資産が再編時点に遡及して課税されます。離脱に伴い、離脱前にドイツと英国との間で簿価で実施された組織再編が、7年間の保有期間制限規定による遡及課税の対象となる可能性があります。

▶ クロスボーダーの本支店間で資産の移転

ドイツ本店からEU域内の支店へ資産を移転した場合、当該資産の含み資産については課税の繰り延べが可能です。EU離脱後の英国支店への資産移転の場合は、この繰り延べ規定が適用されないこととなります。

▶ VAT

EU共通VATシステム指令および欧州司法裁判所の判例が英国には適用されなくなりますので、英国内でビジネスを行う企業、および、英国企業と商取引を行う企業は、ビジネスモデルの再構築に備える必要があります。

▶ 関税

欧州関税領域からの離脱を受け、英国とEUとの間の貨物取引については、EU域内供給/取得ではなく、第三国貨物に対する通関手続きの対象となります。また、EU共通ルールであるUCC(欧州関税法典)が適用されなくなりますので、英国との取引のある企業は、英国独自の規定への対応が求められることとなります。

▶ クロスボーダーの駐在員派遣

EU法が保証する労働力移動の自由の原則が離脱後に適用されなくなった場合、英国内で勤務するEU国籍被雇用者およびEU域内で勤務する英国籍被雇用者に関する、税務、社会保険、イミグレーションの分野での取り扱いが複雑になることが予想されます。

英国のEU離脱の影響および今後の動向に関する資料は以下のリンクで入手可能です。

http://www.eyjapan.jp/brexit/index.html?utm_source=eytax&utm_medium=banner&utm_campaign=brexit (日本語)

<http://www.ey.com/UK/en/Issues/Business-environment/EU-Referendum> (英語)

II. 法改正

エネルギー税および電力税法における可視化義務

エネルギー税および電力税法におけるEU法上の可視化義務の国内法への導入ならびにその他の行政法令の改正に関する法律が2016年5月17日付けで官報公布され、適用規定に基づき翌5月18日に発効しました。

新规定のもとでは、エネルギー税および電力税法上の国家助成金の受益者は、今後、原則的に、(税額免除、軽減税率の適用、税負担の免責といった)税務上の優遇措置に関する特別な申告書の提出を求められることとなります。2016年7月1日以降に享受する税務上の優遇措置が申告義務の対象となります。

III. 法人税

フランクフルト上級財政局: オーガンシャフト(連結納税制度)小改正に関する通達

法人税上のオーガンシャフトの成立要件のひとつに損益移転契約書の締結とその履行がありますが、計上評価上の誤りのある決算書に基づき損益移転が行われた場合であっても、一定の救済要件のもと、損益移転契約が履行されたみなされます。

フランクフルト上級財政局はすでに2015年12月11日付の通達において、いわゆるオーガンシャフト小改正(2013年2月20日付2012年企業税制改革法)に関連した運用上の問題点に関する見解を示していました。通達の中では、特に、決算書上の計上評価の誤りの定義、(決算書作成時点における)「主観的な誤謬(判断ミス)の概念」に基づく誤りの有無の判断、修正義務、2012年企業税制改革法による改正前の法人税法第17条が施行されるより前に締結された損益移転契約書における損失引き受け条項の訂正、およびすでに改正前の法人税法第17条に準拠した内容の損益移転契約書の取り扱いが取り上げられていました。フランクフルト上級財政局は、今回公表された2016年5月30日付通達において、以下の2点について2015年12月11日付通達に納税者の有利となる内容での変更を加えています。

まず、当初の通達は、実際の損益移転契約の履行の妨げとならず、よつてもともと修正の必要性のない決算書上の誤りの事例を列挙した法人税ガイドラインを適用しないとしていましたが、この部分が今回の通達で削除されました。2015年12月11日付通達のもとでは、法人税ガイドラインに列挙された誤りについても将来的には、法人税法第14条第1項第1文第3号第4文の要件が満たされた場合にのみ、損益移転契約の実際の履行の妨げとならないとされていました。

法人税法第14条第1項第1文第3号第4文の要件は以下の通りです。

- a) 商法決算書が正式に確定済み(株主による承認済み)であること
- b) 誤りが決算書作成時点では慎重な商人の善管注意義務をもってしても認識できなかったであろうこと
- c) 商法決算書上も修正が必要な誤りについて、税務当局による指摘のあった時点から直近の決算日において、決算書の修正とそれに併せた損益移転が行われること

次に、今回の通達には、新たに決算書上の誤りの事例が列挙されていますが、同じくオーガンシャフトに関する2014年1月16日付のカールスルーエ上級財政局通達に列挙された事例に一項目追加する内容となっています。今回のフランクフルト上級財政局通達に列挙された決算書上の誤りは、法人税法第14条第1項第1文第3号第4文の要件が満たされた場合には、救済可能な誤りに区分されます。フランクフルト上級財政局は、カールスルーエ上級財政局が列挙した項目のすべてを踏襲していますが、こ

れらに加えて、株式会社法第319条以下に定義される「統合された子会社」に該当しない子会社から親会社に対して、外部株主に対する補償支払い義務に留意せずに行われた、不当な利益の全額移転についても救済が可能としています。したがって、この誤った利益移転の実施のケースも法人税法第14条第1文第3号第4文の適用範囲に含まれることになります。

連邦財務省通達:「STEKO」判決に対する税務当局の反応

税務当局は欧州司法裁判所の「STEKO」判決の影響についてその見解をさらに明確にしました。資本会社は、インプューテーション方式の廃止以来、他の資本会社に対する出資持分に関連する利益の減少(減損)を税務上損金として控除することは原則的にできなくなりました(法人税法第8b条第3項)。欧州司法裁判所は、この新规定が国外出資について国内出資より一年早く適用開始された点が資本移動の自由の原則に抵触するとの判決を下していました(2009年1月22日付「STEKO」判決)。今回公表された2016年5月3日付通達において税務当局は、2012年4月16日付の通達と異なり、第三国出資持分についても出資持分比率に関係なく「STEKO」判決を適用するとしています。所得税法第2a条に規定されるマイナスの第三国源泉所得の控除制限適用の検討を示唆しています。連邦財務省によると、配当実施に伴う減損は引き続き損金算入が認められませんが、この点について連邦財務省は現在連邦財政裁判所で審理中の上告事案を参照しています。今回の新通達は、すべての未確定の事案に適用されますが、2001年(または2001/2002事業年度)に認識された、配当実施に伴う国外出資持分の減損および出資持分の売却損が対象となります。

IV. 移転価格

BEPS行動計画の国内法への導入

連邦閣議は2016年7月13日に「EU行政協力指令の改正ならびに利益の節減および移転に対するその他の措置の実施のための法律 (Gesetz zur Umsetzung der Änderung der EU-Amtshilferichtlinie und von weiteren Maßnahmen gegen Gewinnkürzungen und -verlagerungen)」の政府案を決議し、法的手続きを開始しました。

法案の主要項目は、BEPS行動計画13に基づく、移転価格文書の拡大ならびに非開示の国別報告書 (Country by Country Reportings -CbCR)の導入です。財務省案と比較すると以下の二点が大きく異なっています:

- マスターファイルおよびローカルファイルの作成に関する法的体系化を規定する租税通則法第90条第3項(政府案)は、2017年1月1日以降開始する事業年度からの適用開始となります。財務省案では2016年1月1日以降開始する事業年度からの適用開始とされていました。
- 国別報告書の作成に際しては、財務省案で想定されていた「売上高およびその他の収益」項目に代わって、(a) 関係者との取引による売上高およびその他の収益、(b) 第三者との取引による売上高およびその他の収益、ならびに(c) 両者の合計額という3項目から構成されます。財務省案ではこの詳細表示については法律の根拠セクションでのみ言及されていました。

この立法手続きにはまた、直近で公表された収益税に関連する連邦財政裁判所判決を受けた改正が盛り込まれています。例えば、オーガンシャフト子会社が受け取った国外出資持分からの配当、国際課税法第10条に基づく課税所得加算額の営業税上の取り扱いおよび租税条約上の独立企業原則の解釈が挙げられますが、これらに関しても財務省案に変更が加えられています。

政府案に関しては夏期休会後に連邦議会および連邦参議院での審議が行われます。立法手続きは今年の末までに完了する見込みです。

連邦財政裁判所判決: 前段階VAT控除のための請求書記載要件

ドイツVAT法上、前段階VAT控除のための請求書記載要件として、特に、供給側の事業者の正式な住所が規定されています。具体的にどのような要件が満たされなければならないかという問題に関して、連邦財政裁判所第5法廷および同第9法廷のそれぞれが、欧州司法裁判所に対して先行判決を求める決定(2016年4月6日付)を下しました。

供給側の事業者が請求書に記載する住所が郵便物受領目的の住所に過ぎず、経済活動を行う場所でない場合に、VAT共通システム指令(付加価値税の共通システムに関する欧州理事会指令)で保証されている「正式な住所」という請求書要件が満たされるかどうかの点を明確にすることが求められています。欧州司法裁判所は、私書箱(P.O. Box)住所で十分なのか、(例えばインターネット販売業等)店舗を保有しない企業がいずれの住所を記載すべきかという点に関する判断を行うこととなります。さらに、請求書の形式要件が満たされていない場合に(善意の第三者が)信頼の保護を享受するための要件についての判断も求められます。

連邦財政裁判所は従来、請求書に記載された住所における経済活動が前段階VAT控除の絶対要件であり、経済活動の実態がない場合には原則的に信頼の保護の余地もないとの見解にありましたが、「PPUH Stehcemp」事案における欧州司法裁判所判決(2015年10月22日付)を受け、こうしたVAT共通システム指令に関する厳格な解釈が欧州司法裁判所の見解に見合ったものかどうか疑義を呈するに至ったものです。

連邦財政裁判所判決: ホテル駐車場の提供は軽減税率の適用対象外

連邦財政裁判所は、ホテル宿泊業務に適用される7%の軽減税率の適用範囲についての見解を再び示しました。賃貸業務と直接の関連のない付帯業務には、例えこれらが賃貸対価に含まれている場合であっても、いわゆるホテル税が適用されないことがVAT法上明確に規定されています。連邦財政裁判所は2013年に下した判決においてすでに、朝食の提供についてこれをホテル宿泊業務に直接関連しない業務に区分し、軽減税率の適用を認めない見解を示していました。

連邦財政裁判所は、2016年3月1日付の判決において、ホテル宿泊客への駐車場の提供について、たとえ別途、対価の請求がない場合であっても、軽減税率の適用を認めないとする見解を示しました。具体的事案においては、あるホテルが特別な合意なしに宿泊客に駐車場を提供していました。宿泊客が乗用車で到着し、駐車場を利用するかどうかの確認は行われず、駐車場利用代金の請求は行われていませんでした。連邦財政裁判所は下級審(2014年1月16日付ニーダーザクセン財政裁判所判決)の見解を支持せず、駐車場の提供が宿泊業務との間に直接の関連性を有しないと判断しました。

欧州司法裁判所判決: VAT上の取り扱いが異なる複数の使用目的に供される財貨に関する前段階VAT控除の案分

財貨および業務が、(受益者側での)前段階VAT控除が可能な売上取引および(受益者側での)前段階VAT控除が認められない売上取引の双方を目的として利用される場合には、供給者による当該財貨および業務に関わる前段階VAT控除は一部のみ可能です。前段階VATの案分方法および案分基準に関する争点については多くの判例がありますが、連邦財政裁判所は、案分基準に関する更なる論点について欧州司法裁判所に対して先行判決を求めていました。欧州司法裁判所は、2016年6月9日付判決(「Rey」事案)および2016年6月16日付判決(「Kreissparkasse Wiedenbrück」事案)においてその見解を示しました。

欧州司法裁判所は「Rey」事案において、EU法は必ずしも、仕入取引が売上取引に直接紐付けできない場合にのみ、前段階VAT控除計算に際して案分基準を適用することを要求するものではないとの結論を下しました。換言すると、VAT課税売上取引または免税売上取引のいずれかの売上取引に直接紐付け可能な仕入取引に関する前段階VATもまた、案分基準による計算が容認されることとなります。したがって、前段階VATの案分計算における(まずは直接案分が可能かどうかの判断を必要とする)二段階の手続きは、EU指令の下では必須ではありません。ただし、直接の紐付け計算が困難であることがその要件となります。

欧州司法裁判所はさらに、従来適用されていた案分基準(例えば売上基準)が法改正により他の案分基準(例えば面積基準)に取って代わられる場合にも、VAT法第15a条に基づく前段階VAT控除額の修正がEU指令の下で必要であるとの判断を下しました。納税者は、従来の案分基準の継続適用に関して、信頼の保護を享受することはできません。

ミュンスター財政裁判所が前段階VATの案分に関して先行判決を求めた「Kreissparkasse Wiedenbrück」事案において欧州司法裁判所は、案分比率が売上基準ではなく、VAT共通システム指令第173条第2項にいうところの異なる基準に基づき計算された場合には、EU加盟国は、前段階VAT控除目的で案分比率を小数点以上(整数)まで切り上げる義務を負わないとの判決を下しました。

連邦財政裁判所またはミュンスター財政裁判所は、それぞれ、自身の審理に際して、欧州司法裁判所の上記の判決内容を根拠とすることになります。

連邦財政裁判所判決: ホールディング会社による投資家募集費用に関する前段階VAT控除

連邦財政裁判所は、2015年7月16日付の「Larentia+Minerva」事案および「Marenave」事案における欧州司法裁判所判決を根拠として、ホールディング会社による前段階VAT控除に関する判決を下しました(2016年4月6日付判決)。

連邦財政裁判所は、欧州司法裁判所の見解を受け、純粋ホールディング会社、または、管理、財務、営業もしくは技術役務を子会社に提供するいわゆるマネージメントホールディング会社のいずれかで区別しています。純粋な出資持分の保有はVAT法第2条にいうところの事業活動に該当しないことから、純粋ホールディング会社には仕入取引に関わる前段階VATの控除が認められません。これに対して、マネージメントホールディング会社は、子会社に対して役務提供を行う限りにおいて、VAT法上の事業者とみなされます。したがって、当該役務(売上取引)を遂行するための仕入取引に関する前段階VATの控除が可能です。

この区別は、将来子会社となる会社への出資持分の取得に関連してマネージメントホールディング会社が支払う費用に関する前段階VATについても同様に適用されます。

ただし、連邦財政裁判所は、公表された2016年4月6日付判決において、既存の子会社の増資引き受けに関連する仕入費用に関する前段階VAT控除を否認しました。連邦財政裁判所は、この見解に関する詳細な根拠を示しませんでした。マネージメントホールディング会社は、子会社の増資が行われない場合であっても、既存の子会社に対する役務提供が可能であるという考え方がその背景にあります。つまり、仕入取引は、事業活動上の売上取引のために必要ではなく、したがって、売上取引との関連性がないということになります。

連邦財政裁判所は、最後に、事業活動および非事業活動の双方に関わる前段階VATは、VAT法第15条第4項の案分規定に準拠して、控除可能部分と控除不可能部分に案分しなければならないとの見解を示しました。

連邦財政裁判所判決: セール・アンド・リースバックのVAT上の取り扱い

リース会社は通常、VAT課税取引となる財貨の供給、またはVAT免税取引である信用供与のかたちでその他の役務の提供を行います。連邦財政裁判所は、決算上のスキーム策定への関与もまたVAT法上課税対象となるその他の役務に該当するとの判決を下しました。判決事案においては、将来賃借人となる事業者は、自己創設の無形資産を資産計上することができませんでしたが、セール・アンド・リースバックのスキームを通じて、無形資産売却に伴う売掛債権を資産として計上することが可能となりました。連邦財政裁判所は、売却者(賃借人)にとってのメリット(自己資本の増加に伴う配当可能原資の引き上げ等)に購入者(賃貸人)が関与することに賃貸人の役務の重点があるとして、リースバック契約について、免税取引となる信用供与ではなく、VAT課税対象の役務取引に該当するとしました。この結果、賃貸人は売却者(賃借者)の請求書に含まれるVATを前段階VATとして控除することが認められました。

VI. 個人所得税/賃金税

課税手続きの近代化

2016年7月22日に官報公布された課税手続きの近代化に関する法律は、社会的および経済的な環境条件の変化への対応を目的としています。

以下、駐在員派遣に関連する改正内容の骨子を取り上げます。

申告期限

所得税確定申告書を始めとする暦年ベースの申告書については、暦年終了の翌年7月31日が提出期限となります。申告書の作成が税理士に委託される場合には、暦年終了の翌々年の2月末日が申告期限となります。例えば、2018年分の個人所得税確定申告書の申告書提出期限は、2019年7月31日、税理士へ委託する場合は2020年2月29日になります。

なお、税務署は特に以下の納税者について、税理士に申告書の早期提出を要請することが可能です。

- ▶ 前年度分の申告書が未提出または提出が遅延した場合
- ▶ 前年度分について、申告書の提出前の3ヶ月以内または利息の加算期間開始(暦年終了から15ヶ月経過後に開始、例えば2018年の場合は2020年4月1日に開始)前の3ヶ月以内に追加前納額の査定が行われた場合
- ▶ 当該課税期間(暦年)分の前納額が査定手続きによらず引き下げられた場合
- ▶ 前年度分の査定に伴う最終納付額が査定額の25%以上または10,000ユーロを超えた場合
- ▶ 申告書に基づく査定により10,000ユーロを超える最終納付額が見込まれる場合
- ▶ 税務調査が予定されている場合

税務署はさらに、自動化された無作為抽出により申告書の早期提出を要請することができます。早期提出要請通知には、通知書の交付日から提出期限まで4ヶ月間の猶予期間が与えられなければならない、提出期限を当該暦年終了の翌年7月31日以前とすることはできません。

税務申告書の提出期限の延長は、納税者が自身の責に帰すことなく、申告期限を順守できないまたはできなかったことが要件となります。

上記、新規定は2018年申告年度からの適用となります。

申告遅延過料

個人所得税申告書の提出が遅延した場合または提出されなかった場合、従来通り申告遅延過料の賦課決定が可能です。

将来的には 税務署は以下の場合において申告遅延過料の賦課決定を行う義務を負います。

- ▶ 暦年終了後14ヶ月以内に申告書が提出されなかった場合、または、
- ▶ 早期提出要請通知に指定された期限までに申告書が提出されなかった場合

なお、以下の場合には例外的に申告遅延過料は賦課されません。

- ▶ 税務当局が申告書提出期限を延長した、または遡及的に延長した場合
- ▶ 納税額がゼロまたは還付の場合
- ▶ 査定税額が、査定された前納額および源泉税額の合計額を上回らない場合(任意の前納額は考慮されない)

個人所得税確定申告の場合、遅延の月が開始するごとに(開始月あたり)納付額の0.25%、最低25ユーロの申告遅延過料が、25,000ユーロを限度額として、賦課されます。

新規定は、2019年1月1日以降提出が義務付けられる申告書から適用されます。

記載または計算ミスに際しての税務査定書の取り下げまたは更正

税務申告書の作成に際して納税者側に記載または計算ミスがあった場合、将来的には、税務査定書の取り下げまたは修正が可能となります。従来は、税務当局側の単純ミスの場合のみ更正が可能でした。

新規定は、2017年1月1日からの適用開始となります。

証憑の提出義務から保管義務への移行

従来の証憑の提出義務はその大部分について廃止されますが、納税者は、税務当局による証憑の提出要請に備える必要があります。

新規定は、2017年1月1日からの適用開始となります。

連邦憲法裁判所: 年金課税の取り扱いの合憲性

2004年の法改正により、年金については従来の運用益課税に代わって、年金受給時課税制度が導入されました。2024年までの移行期間中は、年金保険料の一部のみが特別支出控除の対象となりますが、控除の比率は段階的に引き上げられ、最終的に全額が控除対象となります。これに対応して、年金の課税比率も段階的に引き上げられ、最終的に全額が課税対象となります。

連邦財政裁判所は、年金の受給時課税への移行期間中における、年金保険料の特別支出控除制限が合憲であるとの見解を示しました。連邦憲法裁判所は、立法者が年金課税コンセプト策定に際して、憲法に抵触する年金保険料および年金受給額の二重課税を回避したかどうか明確にすることはできませんでした。違憲であるかどうかは、年金課税の行われる課税年度において初めて、憲法上の審理の対象となり得ます。

連邦憲法裁判所は、2016年6月14日付の二つの決定において、年金保険料の特別控除としての立法上の区分および特別控除額の金額的制限に関して憲法上の問題はないとの判断を下しました。立法者は、年金課税への移行に際して、広範な裁量の余地を有しており、年金保険料の特別支出控除に金額的な制限を付したのは、この裁量の範囲内であるというのが、その理由です。

VII. 税務会計

連邦財務省通達: Eバランスシートのタクソミの改訂

連邦財務省は2016年5月24日に、Eバランスシートタクソミの改訂データセット(バージョン6.0)を公表しました。タクソミ6.0は、原則的に2017年1月1日以降開始する事業年度の決算書からの適用となりますが、2016年1月1日以降開始する事業年度からの使用も容認されます。

バージョン6.0の内容的な変更は、特に、EU財務諸表ガイドライン導入法(BiIRUG)の施行に伴う商法上の改正に基づいていますが、とりわけ損益計算書の構成項目の領域で、Eバランスシートタクソミの変更が必要となりました。すでに2016年1月1日以降開始する事業年度からBiIRUGに準拠した商法決算書を作成し、これを税務上も利用する予定の企業は、従来のタクソミバージョンではなく、タクソミ6.0を使用しなければなりません。

改訂タクソミは、ウェブサイトwww.est Steuer.deで閲覧可能です。連邦財務省によると、このバージョンを使つてのEバランスシートの提出は、テスト送信については2016年11月から、正式な送信については2017年5月から可能とのことです。

VIII. 税務コンプライアンス

ECOFIN: 租税回避防止指令の正式採択

EU経済財務相理事会(ECOFIN)は、2016年6月21日の政治合意を受け、7月12日にいわゆる租税回避防止指令(Anti-Tax-Avoidance-Richtlinie-ATAD)を正式に採択しました。この指令により、OECDのBEPS行動計画の提案がEU域内で包括的に実施されることになります。

各国の立法者は、この指令を原則的に2018年末までに国内法に導入しなければなりません。資産の国外持ち出し(Entstrickung)に関する規定(2019年末まで)、ならびに利息の損金算入制限規定(2024年1月1日)については、導入期限が延長されています。ドイツでは、2018年に入ってから必要に応じてATAD指令が国内法に導入される見込みです。

ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの領域に関してECOFINはすでに6月に、2016年10月までに第三国を含めるための補足規定を提示することをEU委員会に求めました。ATAD指令の現行規定は、EU加盟国のみを適用対象としています。

ATAD指令には、以下の5分野における最低規定が定められています。

- 利息の損金算入制限に関する規定は、ドイツの利息算入制限規定に類似した内容となっています。これに加えて、2016年6月16日以前に成立した金銭貸借契約に起因する超過支払利息については、規定の対象から除外するという、既得権保護条項が導入されます。
- 提案された規定によると、EU加盟国が経済財の国外移転に伴い含み資産に対する課税権を失う、または、本店移転により同様の結果がもたらされる場合には、出口課税の対象となります。
- 一般的な濫用防止規定は、租税上のメリットの享受を主要な目的としたスキームを対象としています。この規定は、法人税の算定に関する内容となっており、源泉税には適用されません。
- 国外事業体の議決権、資本金または分配利益の50%超が、国内納税者に直接または間接に帰属し、当該事業体の納税額が国内で課税されたであろう納税額の50%に満たない場合には、国内における加算課税の対象とされます。
- ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの領域においては、損金の二重控除または、受取り側での対応する課税を伴わない損金控除に関する規定が導入されます。この規定は、当面は、EU加盟国についてのみの適用となりますが、2016年末までに第三国も含めた合意に至ることが見込まれています。

IX. 新日独租税条約

新日独租税条約の国内法への導入のための法律が、2016年7月25日にドイツ官報で公布され、翌26日に発効しました。日本側では2016年4月28日に衆議院承認手続き、5月25日に参議院承認手続きが完了しています。今後、両国間での公文の交換を経て、新日独租税条約が発効することになります。

コンタクト先

Ernst & Young GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft
JBS (Japan Business Services)

デュッセルドルフ

Graf-Adolf-Platz 15
40213 Düsseldorf
Germany

梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 211 9352 18026
kenji.umeda@de.ey.com

松本 美紀

Phone +49 211 9352 10535
Fax +49 211 9352 18660
miki.matsumoto@de.ey.com

野村 充基

Phone +49 211 9352 25791
Fax +49 181 3943 25791
mitsuki.nomura@de.ey.com

ハンブルク

Rothenbaumchaussee 78
20148 Hamburg
Germany

梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 211 9352 18026
kenji.umeda@de.ey.com

シュツットガルト

Flughafenstrasse 61
70629 Stuttgart
Germany

松原 充哉

Phone +49 6196 996 24116
Fax +49 6196 996 27295
mitsuya.matsubara@de.ey.com

フランクフルト

Mergenthalerallee 3-5
65760 Eschborn
Germany

梅田 健二

Phone +49 211 9352 13461
Fax +49 211 9352 18026
kenji.umeda@de.ey.com

松原 充哉

Phone +49 6196 996 24116
Fax +49 6196 996 27295
mitsuya.matsubara@de.ey.com

ミュンヘン

Arnulfstrasse 59
80636 München
Germany

松原 充哉

Phone +49 6196 996 24116
Fax +49 6196 996 27295
mitsuya.matsubara@de.ey.com

Die globale EY-Organisation im Überblick

Die globale EY-Organisation ist einer der Markt-führer in der Wirtschaftsprüfung, Steuerberatung, Transaktionsberatung und Managementberatung. Mit unserer Erfahrung, unserem Wissen und unseren Leistungen stärken wir weltweit das Vertrauen in die Wirtschaft und die Finanzmärkte. Dafür sind wir bestens gerüstet: mit hervor-ragend ausgebildeten Mitarbeitern, starken Teams, exzellenten Leistungen und einem sprichwörtlichen Kundenservice. Unser Ziel ist es, Dinge voranzubringen und entscheidend besser zu machen - für unsere Mitarbeiter, unsere Mandanten und die Gesellschaft, in der wir leben. Dafür steht unser weltweiter Anspruch „Building a better working world“.

Die globale EY-Organisation besteht aus den Mitgliedsunternehmen von Ernst & Young Global Limited (EYG). Jedes EYG-Mitgliedsunternehmen ist rechtlich selbstständig und unabhängig und haftet nicht für das Handeln und Unterlassen der jeweils anderen Mitgliedsunternehmen. Ernst & Young Global Limited ist eine Gesellschaft mit beschränkter Haftung nach englischem Recht und erbringt keine Leistungen für Mandanten. Weitere Informationen finden Sie unter www.ey.com.

In Deutschland ist EY an 22 Standorten präsent. „EY“ und „wir“ beziehen sich in dieser Publikation auf alle deutschen Mitgliedsunternehmen von Ernst & Young Global Limited.

© 2016

Ernst & Young GmbH
Wirtschaftsprüfungsgesellschaft

All Rights Reserved.

JBSG 0316

Diese Publikation ist lediglich als allgemeine, unverbindliche Information gedacht und kann daher nicht als Ersatz für eine detaillierte Recherche oder eine fachkundige Beratung oder Auskunft dienen. Obwohl sie mit größtmöglicher Sorgfalt erstellt wurde, besteht kein Anspruch auf sachliche Richtigkeit, Vollständigkeit und/oder Aktualität; insbesondere kann diese Publikation nicht den besonderen Umständen des Einzelfalls Rechnung tragen. Eine Verwendung liegt damit in der eigenen Verantwortung des Lesers. Jegliche Haftung seitens der Ernst & Young GmbH Wirtschaftsprüfungsgesellschaft und/oder anderer Mitgliedsunternehmen der globalen EY-Organisation wird ausgeschlossen. Bei jedem spezifischen Anliegen sollte ein geeigneter Berater zurate gezogen werden.

www.de.ey.com